



産業振興センターホームページ
<https://minato-sansin.com>
 融資あっせん制度についてご案内しています

令和8年度前期版

令和8年4月1日から
 令和8年9月30日まで適用

港区

中小企業融資あっせんのご案内

本制度を利用できる方(※創業支援融資以外) ※区内中小企業を対象に必要な事業資金について、区が利子の一部を補助することにより、低利で融資が受けられるよう取り扱い金融機関に対してあっせんする制度です。

- 1 中小企業者等・中小商工業団体・小規模企業者(※WLB(ワーク・ライフ・バランス)推進認定企業サポート融資以外)**
- **中小企業者等** 資本金1,000万円以下又は、従業員100人(卸売業、小売業、サービス業は30人)以下で東京信用保証協会の保証対象業種を営む者
 - **中小商工業団体** 港区内の中小企業者のみを会員とする組合、商店会、工業会その他の商工団体
 - **小規模企業者** 常時雇用する従業員の数が20人(卸売業、小売業、サービス業は5人)以下で東京信用保証協会の保証対象業種を営む者

2 区内で事業を営む企業

	法人	個人事業者	
		事業主の住所が港区内	事業主の住所が港区外
要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 港区内で申込の1年以上前から継続して本店登記がされている ● 港区内で申込の1年以上前から継続して本店登記地に事業所の実態がある ● 同一事業を1年以上営んでいる* 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都内で1年以上、同一事業を営んでいる* ● 事業主が港区内に1年以上住民登録がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 港区内で1年以上、同一事業を営んでいる* ● 港区内で申込の1年以上前から継続して事業所の実態がある
注意事項	シェアオフィス、コワーキングスペース 対象 ※下記要件をご確認ください。	都内で1年以上、同一事業を営んでいる*場合は対象	シェアオフィス、コワーキングスペース 対象 ※下記要件をご確認ください。
	バーチャルオフィス 対象外	都内で1年以上、同一事業を営んでいる*場合は対象	バーチャルオフィス 対象外

※「同一事業を1年以上営んでいる」とは、初売上から1年以上経過していることをいいます。

3 税を滞納していないこと

港区に納期の到来している特別区民税・都民税(法人は、港都税事務所に法人都民税と法人事業税)を完納していること
 ※創業者を対象とした融資制度については、6~7頁及び11頁「対象条件」をご確認ください。

重要

区内のコワーキングスペース等を事業所としている場合の注意事項

区は、スタートアップ支援をより強力に進めるため、下記要件を全て満たす区内のコワーキングスペース等を事業所としている事業者を、融資あっせんの対象としています。商工相談員との面談において契約書等を確認しますので、ご予約のうえ、ご相談ください。

要件

- ・利用しているコワーキングスペース等が、事務所として常時使用できる
- ・利用しているコワーキングスペース等を本店として登記している法人又は開業届等でコワーキングスペース等を事務所として届け出ている個人
- ※都度払いの利用形態である場合には、あっせんの対象外となります

ご予約・問合せ

札の辻スクエア8階
 産業振興課経営支援係
6435-4620

住所 ☎108-0014 東京都港区芝5-36-4

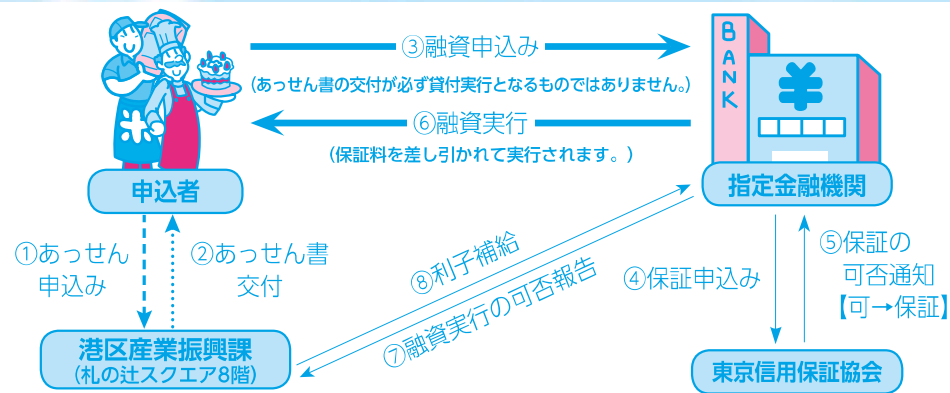
受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(年末年始、祝日を除く)

産業振興センターホームページ
<https://minato-sansin.com>



融資あっせん制度の流れ

申込みから貸し付けまで



※④および⑤の信用保証については、金融機関の判断で実施されます。また、保証料は原則自己負担となります。

※港区の融資制度は、区内中小企業の皆さんが、必要な事業資金を低利で受けられるよう取り扱い金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。この制度は区が直接中小企業の皆さんに融資するのではなく、区からあっせんを受けた金融機関が区の定める条件の範囲内で融資の審査を行います。融資が実行された場合に区が利子の一部を補助しています。ご利用、お申し込みについてはご相談ください。

ご相談は予約制です

区の融資制度は、区内中小企業の皆さんが、必要な事業資金の融資が低利で受けられるよう取り扱い金融機関に対して融資の**あっせん**をする制度です。また、区が利子の一部を補助しています。ご利用ください。

※本人確認のため、面談時には身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。また、金融機関、会計事務所、経営コンサルタント等による代行申請は受け付けておりません。

融資対象とならない資金用途

- ①事業に関係のない資金(生活費等) ②納税のための資金 ③代表者報酬 ④投機資金
 - ⑤借入金返済のための資金（信用保証協会が認めた場合を除く） ⑥資本金に充てるための資金
 - ⑦運輸・運送事業者による事業用車両及び建設機械以外で300万円以上の車両本体（税除く）購入費（ただし300万円未満の場合でも事業用車両の購入に限る。）※車両購入費に係る融資あっせんの可否は、見積金額・車種・大きさ・業種での必要性・自家使用の可能性の有無等を勘案して決定します。
- ※すでに支払済の費用については、融資対象となりません。

同じ制度融資の追加申込みについて

同じ制度融資の追加申込みは、融資限度額の範囲内で、1回まで可能です。ただし、経営一般融資(一般)、緊急支援融資及び小規模企業特別融資は2回まで可能です。

- ※1 融資限度額の範囲内とは、融資限度額から既存融資の貸付残高を差し引いた額をいいます。
- ※2 経営一般融資（短期）、小口零細保証融資Bは、追加申込みができません。

相殺条件付き融資について

既存融資の残りの返済期間が1年以内で、同じ金融機関の同じ支店に、同じ制度融資を申込み場合は相殺を条件とした融資の申込みができます。※ただし、資金用途が、設備のみの場合は不可とします。

利子補給の停止について

利子補給は、年4回、区から金融機関に対して行いますが、ご返済の途中で以下の事由が生じた場合、利子補給を停止します。また、利子補給金の過払いが発生した場合には、返金していただきます。

- ①営業の本拠地、本店登記（法人）を港区以外に移した場合 ②港区以内での事業実態がなくなった場合
- ③本店登記は区内でも、本店機能を港区外に移した場合 ④事業を休業又は廃止した場合
- ⑤一部繰上げ返済をした場合 ⑥繰上げ完済又は代位弁済をした場合
- ⑦債務者を変更した場合（併存的債務引受けおよび免責的債務引受けを含む。※法人成りの場合で、個人を廃業し同一事業を営み、代表者が同一だと確認できる場合は、利子補給が停止しないことがあります。）

⑧虚偽による申込みが判明した場合 ⑨区の指定する返済条件方法を逸脱した場合

※暴力団排除条例について

港区暴力団排除条例第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、利子補給の停止及び返還並びに信用保証料補助金の返還をしていただきます。

返済条件の変更について

返済条件の変更を行うことにより、返済期間を延長し、返済負担を減らすことを以下の条件内にて認めています。延長した期間も貸付当初の区負担率の利子を区が補給します。

- ・返済条件の変更方法 借受先の金融機関とご相談後、区所定の「港区中小企業返済条件変更申請書」を金融機関から区へ提出していただきます。
- ・変更対象 短期融資を除く港区制度融資
- ・返済期間延長 当初融資年月日の貸付期間に2年間を足した応答日までの範囲内（据置期間24か月を含む）
- ・据置期間 据置期間は当初据置期間を除き合計で24か月まで（元金返済がない月は据置とみなします）
- ・申請回数 合計で4回まで
- ・注意事項 条件変更申請時には、返済条件を変更する制度融資の借入残高が、区のデータと一致していること。信用保証付きの融資の場合は、保証協会への変更内容と合わせる事。
- ・申請の遅延について 区への条件変更申請が遅延した場合、遡っての利子補給は行いません。

信用保証料の補助について

- ・区の融資あっせん制度を利用し、東京信用保証協会の保証付き融資を受けた場合、信用保証料補助金の対象となる場合があります。緊急支援融資、経営改善融資については、全件が補助対象となります。
- ・創業支援融資は東京都制度「創業融資」（略称:都制度「創業」）、小規模企業特別融資は東京都制度「小規模企業向け融資」（略称:都制度「小口」）として、東京都中小企業制度融資の信用保証料補助を受けられる場合があります。

【信用保証料補助金の返還について】

港区から信用保証料補助を受け、繰上げ償還等により信用保証料が返戻された場合、区の補助した割合に応じて、本来の保証料補助金額を再計算し、過払い分の補助金を港区に返還していただきます。返還いただけない場合は、返還が完了するまで、新たな融資あっせんを受けることができません。

オンライン商工相談・出前経営相談について

- ・資金繰り相談や補助金相談等の商工相談については、オンライン（Microsoft Teams）での相談も可能です。
- ※あっせん書・認定書等を発行する相談は除きます。
- ・経営に関する様々な相談に対して、中小企業診断士を5回まで無料で派遣する出前経営相談を実施しています。

詳細はこちら▶ 

創業アドバイザー派遣について

港区内でこれから創業する方、又は創業してから1年未満の方を対象に、産業振興課での面談後、中小企業診断士を無料で3回まで派遣します。港区所定の創業計画書の作成を支援します。 詳細はこちら▶ 

関係機関問合せ先

		所在地	連絡先
東京都港都税事務所		港区麻布台 3-5-6	5549 - 3800
東京法務局港出張所		港区東麻布 2-11-11	3586 - 2181
東京信用保証協会	八重洲支店	中央区銀座 6-17-1 銀座6丁目-SQUARE12階	6264 - 1830
東京都産業労働局商工部経営支援課 (経営革新計画に関する問合せ先)		新宿区西新宿 2-8-1	5320 - 4795
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)	東京中央支店 五反田支店	中央区新川 1-17-28 品川区西五反田 8-4-13	0570 - 026103(ナビダイヤル) 0570 - 032140(ナビダイヤル)

港区中小企業融資一覧 1

令和 8 年 4 月 1 日現在




制度名	細目	資金用途	融資限度額	①	②	貸付期間	融資対象条件	連帯保証人	担保	信用保証	金融機関
				本人負担率	区負担率						
経営一般融資 (注 1)	一般	運転	3,200 万円 ○代表者が港区民でない場合は 2,800 万円	1.35% (1.15%) 注 1	(5 年以内) 1.50%	7 年以内 据え置き期間 6 か月を含む	★区内で 50 年以上事業を継続している場合は、本人負担率を 0.05% 優遇 (③区負担率が 0.05% 増加します)			原則必要	
		(5 年超 7 年以内) 1.65%			(7 年超 9 年以内) 1.80%						
	短期	運転・設備	400 万円	1.0% (0.8%) 注 1	1.65%	1 年以内 据え置き期間 2 か月を含む					
小規模企業特別融資	小口零細保証 A	運転・設備	2,000 万円	1.15%	(5 年以内) 1.40%	7 年以内 据え置き期間 6 か月を含む	★小規模企業者であること (定義については表紙参照) ★この融資の保証を含め、保証協会の保証付き融資の合計残高が 2,000 万円以下であること	法人保証協会の定めるところによる 個人原則不要	特別の場合を除き無担保	必要	取扱金融機関に限ります
	小口零細保証 B	運転・設備	500 万円 ○代表者が港区民でない場合は 400 万円	0.6%	(5 年超 7 年以内) 1.55%	5 年以内 据え置き期間 6 か月を含む	★東京信用保証協会の保証対象業種を営む小規模企業者のうち個人事業者に限る ★あっせん申込み時点で保証協会付での融資を受けている場合は対象外				
	小口チャレンジ支援	運転・設備	1,000 万円	0.4%	(5 年以内) 2.15%	7 年以内 据え置き期間 6 か月を含む	★創業 5 年未満であること (個人事業者又は個人事業者から法人成りした場合は、開業届に記載されている開業日を創業日とみなします) ★小規模企業者であること (定義については表紙参照) ★この融資の保証を含め、保証協会の保証付き融資の合計残高が 2,000 万円以下であること				
	小口零細セーフ (7 号・8 号)	運転・設備	1,000 万円	0.1%	(5 年超 7 年以内) 2.30%	5 年以内 据え置き期間 6 か月を含む	★中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7・8 号の認定を受けた小規模企業者 ★この融資の保証を含め、保証協会の保証付き融資の合計残高が 2,000 万円以下であること ★緊急支援融資 (セーフティネット 7・8 号) と併用する場合の融資限度額は 1,000 万円				
緊急支援融資	セーフティネット 1号～6号	運転・設備	3,000 万円 2,000 万円	0.1%	(5 年以内) 2.75%	7 年以内 ※設備は 8 年以内 据え置き期間 1 年を含む	★中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1～8 号 (セーフティネット) の認定を受けた企業 (5 号の対象業種については中小企業庁のホームページをご確認ください) ★東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号の認定又は災害証明の発行を受けた企業 ★激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく認定を受けた企業 ★災害により区長が特別に救済を必要と認める中小企業			原則必要	
	セーフティネット 7号・8号	運転・設備	1,000 万円	0.3%	(5 年超 7 年以内) 2.90%	5 年以内 据え置き期間 1 年を含む	★東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号の認定又は災害証明の発行を受けた企業 ★激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく認定を受けた企業 ★災害により区長が特別に救済を必要と認める中小企業 ★セーフティネット 7 号・8 号と小口零細セーフを併用する場合の融資限度額は 1,000 万円 ★セーフティネット 1～6 号と 7・8 号を併用する場合の融資限度額は 2,000 万円 3,000 万円 ※詳細は 10 頁参照				
経営改善融資 (注 1)		運転・設備	2,000 万円 1,000 万円	0.3% (0.1%) 注 1	2.55%	5 年以内 据え置き期間 1 年を含む	★最近 3 か月間の売上高合計が前年又は前々年の同期に比して 5% 以上減少していること (経営改善融資を受けるための要件計算書で確認します。) ※定義は P10 「セーフティネット保証の対象条件」を参照 ★区の経営相談により、経営改善計画を作成していること				
中小商工業団体融資	運転・設備	5,000 万円		0.9%	(5 年以内) 1.95%	7 年以内 据え置き期間 6 か月を含む	★区内中小企業者のみを会員とする商工業団体であること ★団体成立後 1 年以上経過し、法人事業税と法人都民税 (任意団体の場合は、その団体の代表者の特別区民税・都民税) を完納していること ★共同設備とは、事務所、街路灯、アーチ・アーケード、共同倉庫、共同防火設備、カラー舗装化等、団体が共同で利用する設備をいう	保証協会の定めるところによる	必要な場合あり		
	共同設備			0.3%	(5 年以内) 2.55%						

注 1) ①中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～4 号・6 号②東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく信用保証による利用が可能で、それらの認定、もしくは罹災証明を受けた場合、①及び②の括弧内の利率を適用します。

注 2) ①+②が区と金融機関との協定名目利率です。

港区中小企業融資一覧 2

令和 8 年 4 月 1 日現在

制度名	細目	資金用途	融資限度額	① 本人負担率	② 区負担率	貸付期間	融資対象条件	連帯保証人	担保	信用保証	金融機関
区内 産業活力 増強融資 (注 1)	受注拡大設備	設備工事	各細目毎に 2,000 万円	0.6% (0.4%) 注 1	(5 年以内) 2.25% (5 年超 7 年以内) 2.40%	7 年以内 据え置き期間 1 年を含む	★区内の事業者が区内中小企業工事事業者を利用して工事を行うこと。工事事業者について概要書が必要。ただし、物品購入（自動車、コンピュータ機器等）を除く。	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要	特別の 場合を除き 無担保	原則 必要	取扱金融 機関に 限ります
	経営革新 ※要事業計画書 (9 頁参照)	運転・設備					★中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画に対する承認を都知事から受けた企業				
	事業転換・多角化 ※要事業計画書 (9 頁参照)						★区内において事業転換又は多角化を行うための確実な事業計画及び実施能力を有していること（法人の場合は、登記簿に記載されていない事業を始めること） ★事業転換・多角化前に 3 年以上（区内で 1 年以上）同一事業を営んでいること ★事業計画書を審査し、適当と認められる企業				
	事業承継 ※要事業計画書 (9 頁参照)						★事業承継時に、被承継者・承継者ともに保証協会の保証対象業種を 3 年以上（区内で 1 年以上）継続して行っていること ★事業承継時に、被承継者は保証協会の保証対象業種において同一事業を 3 年以上（区内で 1 年以上）引き続き営んでおり、承継者は被承継者のもとで 3 年以上従事していること ★事業計画書を審査し、適当と認められる企業（被承継者の事業資産及び経営権を承継者が対価を払って譲り受けること）				
IT 設備 ※要事業計画書 (9 頁参照)	設備	★事業計画書を審査し、適当と認められる企業 ★IT 機器の導入により、経営の合理化・効率化もしくは、革新を図れる見込みのある企業 ★リースは対象外									
環境対策 融資 (注 1)	公害防止	設備	各細目毎に 2,000 万円	0.1%	(5 年以内) 2.75% (2.55%) 注 1 (5 年超 7 年以内) 2.90% (2.70%) 注 1	7 年以内 据え置き期間 1 年を含む	★東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等の購入（営業用でも乗用車は対象外）については、環境課との事前協議が必要	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要	特別の 場合を除き 無担保	原則 必要	取扱金融 機関に 限ります
	アスベスト						★アスベスト対策工事費用、高反射率塗料等・電気自動車等用急速充電設備・電気自動車等用普通充電設備・太陽光発電システム・日射調整フィルム・事業所用高効率空調機器・省エネルギー診断結果に基づく設備改修費用については、環境課の助成決定をうけたものにかかる費用（環境課からの助成金を除いた工事費用）が融資対象です。				
	高反射率塗料						★屋上・壁面緑化工事費用については、各総合支所まちづくり課の助成決定をうけたものにかかる費用（各総合支所まちづくり課からの助成金を除いた工事費用）が融資対象です。				
	省エネルギー機器等 (電気自動車等用充電設備)						※事務所等の使用電力を再生可能エネルギー 100%電力に切替え又は使用している場合、環境課から補助を受けられる場合があります。				
	屋上・壁面緑化						詳細は、環境課地球環境係（03-3578-2496）までお問合せください。 ▶詳細はこちら 				
WLB (ワーク・ライフ・バランス) 推進認定企業 サポート融資	運転・設備	1,000 万円	0.3%	(5 年以内) 2.55% (5 年超 7 年以内) 2.70%	7 年以内 据え置き期間 1 年を含む	★港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱に定める港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けたものであること ▶詳細はこちら 	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要	特別の 場合を除き 無担保	原則 必要	取扱金融 機関に 限ります	
資金状況 改善融資 (注 1)	借換・一本化	運転	3,000 万円	1.35% (1.15%) 注 1	(6 年以内) 1.50% (6 年超 10 年以内) 1.80%	10 年以内 (新旧債務一本化のみ据え置き期間 1 年を含む。借換の場合は据え置きはなし。)	★短期融資を除く港区の制度融資や東京都の制度融資のうち、 複数 の東京信用保証協会付き融資を対象としていること ★保証付き融資の約定返済（元金）を それぞれ 1 年以上継続 して行っていること。ただし貸付期間（償還方法）で定める据置期間は約定返済に含めます。 ★債務の借入残高を一本化して借り換えること（借換）や、新たな資金と併せて一本化すること（新旧債務一本化）により、月々の元金返済負担が軽減されること ★複数の金融機関にある借入を借換・一本化する場合は、この制度で申込み取扱金融機関以外の借換同意書があること ※新規の融資を責任共有対象外で申込み場合は、既存の融資も責任共有対象外である必要があります。	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要	特別の 場合を除き 無担保	必要	取扱金融 機関に 限ります
創業支援融資 ※要創業計画書 詳しくは 11 頁をご覧ください。	運転・設備	1,500 万円 ○初売上前の場合は、 1,000 万円以内 詳細は 11 頁参照	0.2%	(5 年以内) 1.95% (5 年超 7 年以内) 2.25%	7 年以内 据え置き期間 1 年を含む	区内に主たる事業所（法人は区内に本店登記と本店での事業実態）を創設しようとする方、又は創業した日（最初の売上発生日）から 1 年未満の方 ※詳細は、 11 頁参照 ※事務所等の使用電力を再生可能エネルギー 100%電力に切替え又は使用している場合、環境課から補助を受けられる場合があります。 詳細は、環境課地球環境係（03-3578-2496）までお問合せください。 ▶詳細はこちら 	法人 保証協会の定めるところによる 個人 原則不要	特別の 場合を除き 無担保	原則 必要	取扱金融 機関に 限ります	

注 1) ①中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～4 号・6 号②東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく信用保証による利用が可能で、それらの認定、もしくは罹災証明を受けた場合、①及び②の括弧内の利率を適用します。

注 2) ①+②が区と金融機関との協定名目利率です。

申込みに必要な書類

1 共通申込書類（創業支援融資を除く）

※本人確認のため、面談時には身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。また、金融機関、会計事務所、経営コンサルタント等による代行申請は受け付けておりません。

①	<input type="checkbox"/> 港区中小企業融資あっせん申込書（区所定の様式） ※産業振興課の窓口にご用意しております。3枚複写紙です。産業振興センターホームページからダウンロードする場合は3部ご用意ください。	3部
②	<input type="checkbox"/> 同意書（区所定の様式） ※代表者の同意と実印の押印が必要です。代行の場合は、代行者の認印（シャチハタ不可）も必要です。 ※産業振興課の窓口にご用意しております。産業振興センターホームページからのダウンロードも可能です。	1通
③	<input type="checkbox"/> 最新の確定申告書と決算書（必須） ※勘定科目内訳明細のあるもの <input type="checkbox"/> 法人は、法人税の「メール詳細」または「受信通知」、個人は所得税の「メール詳細」または「受信通知」 ※電子申告の場合 <input type="checkbox"/> 試算表 ※決算期から6か月以上経過している場合は、その後の試算表も必要です。 （例 3月決算の場合は10月以降の申し込みには試算表が必要になります。）	各原本1部
④	<input type="checkbox"/> 最新の納税証明書（領収書は不可です） 法人で申し込む場合…法人住民税と法人事業税の納税証明書（都税事務所発行） ※非課税の場合は、納税額が0円の記載がある納税証明書 個人で申し込む場合…港区民：特別区民税・都民税の納税証明書（港区役所発行） 港区民以外：特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書（港区役所発行） ※非課税の場合は、非課税証明書をご用意ください。	原本1通
⑤	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※法人で申し込む場合のみ。発行から3か月以内のものをご用意ください。	原本1通
⑥	<input type="checkbox"/> 実印及び印鑑証明書 法人で申し込む場合…法務局に登録している印及び印鑑証明書 ※発行から3か月以内のもの 個人で申し込む場合…市区町村に登録している印及び印鑑証明書※発行から3か月以内のもの	原本1通
⑦	<input type="checkbox"/> 営業の本拠地（法人は本店登記地）についての確認書類 ・物件所有者の場合、不動産登記簿謄本（建物） ・賃貸借物件の場合、賃貸借契約書 ・転貸借物件の場合、所有者を含めた3者間の転貸借契約書（同意書） ・代表者個人所有物件を法人に無償・有償で貸している場合、不動産登記簿謄本（建物） ●不動産登記簿謄本（建物）は発行日から3か月以内のもの ●賃貸借契約書は契約期間が切れていないもの、また、融資あっせん申込時から1年以内に契約更新（移転）している場合は、更新前（移転前）の契約書も併せてご持参ください。	原本1部 写し1部
⑧	<input type="checkbox"/> 見積書、契約書等（※設備資金の場合） ※見積書は宛名、発行日、 見積り会社の押印 がある有効期限以内の正式なものをご用意ください。 個人事業者の場合は代表者の氏名を宛名とする見積書が必要です。 ※契約書は相手方の押印があるものをご用意ください。	原本1部 写し2部
⑨	<input type="checkbox"/> 上記のほか、申し込む融資によって区が指定するもの ※申し込む融資によって、必要となる書類がございます。 2 （9頁）をご参照ください。	

※申込みに必要な書類のうち、原本についてはお返しします

2 左頁「1 共通申込書類（創業支援融資を除く）」に加え申し込む融資によって必要になる書類

対象融資	必要書類	必要数
小口チャレンジ支援融資	<input type="checkbox"/> 小口チャレンジ支援融資申請者概況表（区所定の様式） <input type="checkbox"/> 開業届（個人事業者又は個人事業者から法人成りした場合）・受信通知	1通 写し1部
緊急支援融資	<input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する証明書 ☆中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号（セーフティネット）の認定書⇒10頁参照 ☆東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定書又は災証明 ⇒10頁参照 ☆激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証に係る災証明書	1通
経営改善融資	<input type="checkbox"/> 本年及び前年又は前々年の3か月の月次試算表（申請月の前5か月のうち連続する3か月間の試算表） <input type="checkbox"/> 要件計算書（区所定の様式） <input type="checkbox"/> 経営改善計画書（区の経営相談を受けて作成したもの）	各原本1部 原本1部 写し1部
中小商工業団体融資	<input type="checkbox"/> 定款又は規約等（履歴事項全部証明書がある場合は不要） <input type="checkbox"/> 組合員（会員）名簿	1通
受注拡大設備融資	<input type="checkbox"/> 受注業者概要書（区所定の様式）※受注業者の記名押印があるもの	1部
経営革新融資	<input type="checkbox"/> 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画に対する都知事の承認書 <input type="checkbox"/> 経営革新計画書	各原本1部 各写し1部
事業転換・多角化融資	<input type="checkbox"/> 事業計画書（区の経営相談を受けて作成したもの） <input type="checkbox"/> 確定申告書、決算書は3期分	各原本1部 各写し1部
事業承継融資	<input type="checkbox"/> 事業計画書（区の経営相談を受けて作成したもの） <input type="checkbox"/> 確定申告書、決算書は3期分	各原本1部 各写し1部
IT設備融資	<input type="checkbox"/> 事業計画書（区の経営相談を受けて作成したもの）	各原本1部 各写し1部
環境対策融資	【車両購入費用】 <input type="checkbox"/> 港区クリーンカー購入等融資仮受付書（区所定の様式） 【アスベスト対策工事費用】【高反射率塗料等・太陽光発電システム・日射調整フィルム・事業所用高効率空調機器・急速充電設備・普通充電設備設置費用・省エネルギー診断結果に基づく設備改修費用】 <input type="checkbox"/> 環境課の助成金交付決定通知書 【屋上・壁面緑化工事費用】 <input type="checkbox"/> 各総合支所まちづくり課の助成金交付決定通知書	各原本1部 各写し1部
借換・一本化融資	【東京都制度融資を借換・一本化する場合】※港区の融資のみの場合は不要 <input type="checkbox"/> ①信用保証決定のお知らせ（制度名・保証協会保証付融資であることがわかるもの） <input type="checkbox"/> ②残高・元金返済を1年以上継続して行っていることがわかるもの（預金通帳等） <input type="checkbox"/> ③返済予定表（②の期間の返済額がわかるもの） 【複数の金融機関にある借入を一方の金融機関で、また同一の金融機関にある複数口の借入や複数の金融機関の借入を他の金融機関で借換・一本化する場合】 <input type="checkbox"/> 借換同意書	各原本1部 各写し1部 各原本1部 各写し2部
創業支援融資	11頁参照	

セーフティネット保証制度等の認定について

セーフティネット保証制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

区が、国の制度（中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号）に基づいて認定要件を確認し、認定書を発行します。それぞれの保証に係る認定条件、および認定条件に係る最新情報は、[中小企業庁のホームページ](#)を必ずご確認ください。

港区で認定を受けることができる中小企業者	法人の場合：港区内に登記上の住所地又は事業実態のある事業所があること。 個人の場合：港区内に事業実態のある事業所があること。
認定書発行までの流れ	① セーフティネット保証制度の認定対象であることをご確認ください。 ② 面談のご予約をお取りください。 ③ 必要書類・実印をご持参の上、面談をお受けください。
郵送申請のご案内	認定申請を郵送にて受け付けております。 郵送申請の詳細につきましては、 港区公式ホームページ をご確認ください。
セーフティネット保証の対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証5号(イ) 中小企業庁の定める、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者であり、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。 ※全国的に業況の悪化している業種は更新されます。対象業種の最新情報については、中小企業庁のホームページをご確認下さい。 ※セーフティネット保証5号(イ)、経営改善融資の要件確認に用いる最近3か月間の試算表とは、申請月の前5か月のうち連続する3か月間の試算表をお持ちください。 【例】4月に申請する場合は、11月から3月までの間の連続する3か月間の試算表 ・セーフティネット保証4号 以下の(イ)および(ロ)を満たすこと。 (イ) 指定地域において1年間以上事業を行っていること。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ◎上記の対象条件は、本冊子発行時点のものです。それぞれの保証に係る認定条件、およびそのほかのセーフティネット保証の認定条件に係る最新情報等は、中小企業庁のホームページを必ずご確認ください。
融資あっせんをご希望の場合	セーフティネット保証認定とは別に、融資のあっせんをご希望の場合は、別途、あっせんの面談・申請が必要です。※面談は事前予約制です。緊急支援融資については、郵送申請が可能です。
必要書類	<input type="checkbox"/> ①認定申請書(区所定様式) …… 1通 ※産業振興課窓口にご用意しております。また、産業振興センターホームページからダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> ②港区中小企業融資のあっせん申込等に係る同意書(区所定様式) …… 1通 ※代表者の同意と実印の押印をいただきます。 ※産業振興課窓口にご用意しております。また、産業振興センターホームページからダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> ③登記簿謄本(履歴事項全部証明書) …… コピー1通 ※発行より3か月以内のものをご準備ください。個人事業者は不要です。 <input type="checkbox"/> ④月別の試算表、売上元帳など、①認定申請書(区所定様式)に記載する売上高が確認できる根拠資料 …… コピー1式 ※セーフティネット保証4号認定は、申請日を基準として前月1か月と前年同月からの3ヶ月間の売上高を確認します。 例) 認定申請日が令和6年4月の場合：令和6年3月、令和5年の3月・4月・5月 ※セーフティネット保証5号(イ)認定は、申請日を基準として最近3か月と前年同期の月別売上高を確認します。申請月の前5か月のうち連続する3か月間の試算表をお持ちください。

☆ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定

必要書類	<input type="checkbox"/> 上記①～⑦の書類のほか、 売上高の減少が震災の影響によるものであることを具体的に記載した書類
------	---

創業支援融資

ご利用手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 初回に、商工相談員(中小企業診断士)による対象条件の確認の面談(原則代表者約1.5時間)を受けます。 2 創業計画書の作成 ・通所の場合、約1時間の面談を3回程度(初回面談時の商工相談員が継続して担当します) ・創業アドバイザーを利用することもできます。(3頁参照) 3 創業計画書作成後、金融機関宛のあっせん書を交付します。 4 あっせん書及び創業計画書を金融機関に提出してください。 																								
対象条件	<p>以下のいずれかであって、港区で事業を行う方 (注：下記文中の中小企業、法人の規模は、港区で定めている範囲です(表紙参照)。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに個人又は2か月以内に区内で新たに法人を設立して創業しようとする具体的な計画があり、事業に必要な許認可を受けている、又は受けようとしている方 (2) 中小企業である法人が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに法人を設立して、2か月以内に創業する具体的な計画があり、事業に必要な許認可を受けている方(ただし、中小企業である法人が新たに設立する法人の筆頭株主等になること) (3) 事業を営んでいない個人が、個人又は法人で創業し、創業した日(最初の売上発生日)から1年未満の方 <p>〔※(3)の場合、港区外で登記や開業届の提出をした場合でも、最初の売上発生日までに港区内に移転していれば対象となります。(法人の場合は、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)、個人の場合は、賃貸借契約書等、移転の事実が証明できる書類が必要となります。〕</p> <p>注意 「事業を営んでいない個人」とは、他の法人の代表でないこと、また、原則、給与所得以外の収入がない個人をいいます。(但し、利子所得、配当所得、総合課税による譲渡所得、一時所得による収入を除く。)フリーランスや不動産賃貸等により給与以外の収入がある場合は、事業を営む個人とみなします。</p>																								
必要書類(あっせん時に必要)	<p>【①～③・⑩・⑪は提出書類、④～⑨・⑫は提示書類です】</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ① 港区創業支援融資あっせん申込書</td> <td>3部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ② 同意書</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ③ 創業計画書(区所定様式) ※初回面談時にお渡しします</td> <td>原本1部、写し2部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ④ 申込者の所得証明書又は課税証明書</td> <td>原本1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑤ 申込者の住民票</td> <td>原本1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑥ 自己資金を証明できるもの(創業計画書の「6 自己資金額算定表」及び「9 申込対象期間の支出と調達(2)資金調達計画」に記載した内容を証明できるもの(預金通帳等))</td> <td>原本または写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑦ 法人として創業する場合…履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)(港区内に本店登記を有する旨の謄本) 個人として創業する場合…開業届(港区内税務署での届出が必要です。)※1</td> <td>原本1通 1通写し可</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑧ 実印及び印鑑証明書(法人の場合は法務局に登録している印) ※発行から3か月以内のもの</td> <td>原本1通</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑨ 初売り上げにかかる請求書のコピー等(対象条件(3)に該当する場合)</td> <td>写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑩ 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出が必要です。※バーチャルオフィスは対象外</td> <td>原本1部 写し1部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑪ 設備資金を申請する場合は、見積書等(宛名、発行日、押印がある有効期限内のもの)</td> <td>原本1部、写し2部</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ⑫ 株主名簿や定款など既存法人が筆頭株主等であることを確認できる書類(対象条件(2)に該当する場合)</td> <td>原本1通</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ① 港区創業支援融資あっせん申込書	3部	<input type="checkbox"/> ② 同意書	1通	<input type="checkbox"/> ③ 創業計画書(区所定様式) ※初回面談時にお渡しします	原本1部、写し2部	<input type="checkbox"/> ④ 申込者の所得証明書又は課税証明書	原本1通	<input type="checkbox"/> ⑤ 申込者の住民票	原本1通	<input type="checkbox"/> ⑥ 自己資金を証明できるもの(創業計画書の「6 自己資金額算定表」及び「9 申込対象期間の支出と調達(2)資金調達計画」に記載した内容を証明できるもの(預金通帳等))	原本または写し1部	<input type="checkbox"/> ⑦ 法人として創業する場合…履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)(港区内に本店登記を有する旨の謄本) 個人として創業する場合…開業届(港区内税務署での届出が必要です。)※1	原本1通 1通写し可	<input type="checkbox"/> ⑧ 実印及び印鑑証明書(法人の場合は法務局に登録している印) ※発行から3か月以内のもの	原本1通	<input type="checkbox"/> ⑨ 初売り上げにかかる請求書のコピー等(対象条件(3)に該当する場合)	写し1部	<input type="checkbox"/> ⑩ 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出が必要です。※バーチャルオフィスは対象外	原本1部 写し1部	<input type="checkbox"/> ⑪ 設備資金を申請する場合は、見積書等(宛名、発行日、押印がある有効期限内のもの)	原本1部、写し2部	<input type="checkbox"/> ⑫ 株主名簿や定款など既存法人が筆頭株主等であることを確認できる書類(対象条件(2)に該当する場合)	原本1通
<input type="checkbox"/> ① 港区創業支援融資あっせん申込書	3部																								
<input type="checkbox"/> ② 同意書	1通																								
<input type="checkbox"/> ③ 創業計画書(区所定様式) ※初回面談時にお渡しします	原本1部、写し2部																								
<input type="checkbox"/> ④ 申込者の所得証明書又は課税証明書	原本1通																								
<input type="checkbox"/> ⑤ 申込者の住民票	原本1通																								
<input type="checkbox"/> ⑥ 自己資金を証明できるもの(創業計画書の「6 自己資金額算定表」及び「9 申込対象期間の支出と調達(2)資金調達計画」に記載した内容を証明できるもの(預金通帳等))	原本または写し1部																								
<input type="checkbox"/> ⑦ 法人として創業する場合…履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)(港区内に本店登記を有する旨の謄本) 個人として創業する場合…開業届(港区内税務署での届出が必要です。)※1	原本1通 1通写し可																								
<input type="checkbox"/> ⑧ 実印及び印鑑証明書(法人の場合は法務局に登録している印) ※発行から3か月以内のもの	原本1通																								
<input type="checkbox"/> ⑨ 初売り上げにかかる請求書のコピー等(対象条件(3)に該当する場合)	写し1部																								
<input type="checkbox"/> ⑩ 本店としての店舗、事務所等の実態が確認できる書類 ※賃貸借契約書等 ※個人の方も提出が必要です。※バーチャルオフィスは対象外	原本1部 写し1部																								
<input type="checkbox"/> ⑪ 設備資金を申請する場合は、見積書等(宛名、発行日、押印がある有効期限内のもの)	原本1部、写し2部																								
<input type="checkbox"/> ⑫ 株主名簿や定款など既存法人が筆頭株主等であることを確認できる書類(対象条件(2)に該当する場合)	原本1通																								
あっせん金額	対象条件(1)、(2) ……1,000万円以内 (3) ……1,500万円以内																								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業開始予定日より法人は2か月前、個人は1か月前から受け付けます。 ● 運転資金は、原則支払い額の3か月分以内とします。 ● 融資あっせんを利用した翌年度から3年間、中小企業診断士が年1回巡回相談を実施します。 																								

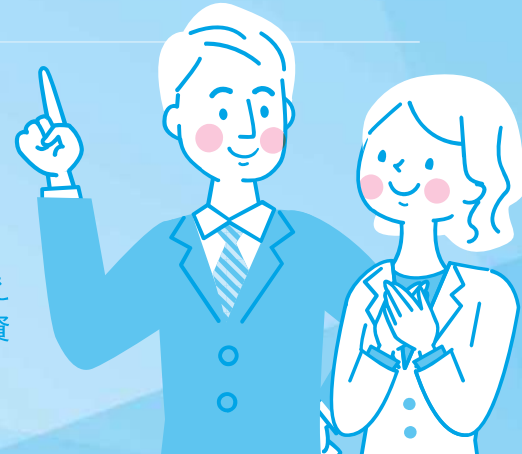
※1 令和7年1月以降、開業届(控え)への収受日付印の押なつを行わないこととなりました。そのため、原則「e-tax」による「受信通知」で収受日を確認させていただきます。「e-tax」による申請手続を取れない場合は、お問い合わせください。

低利な融資あっせん制度 のご紹介

物価高騰等により、売上が減少し
資金繰りに苦慮されている
中小企業向け

原油価格や仕入価格の高騰等により売上が所定の基準を超えて減少し、資金繰りに困っている方は、区独自の低利な融資あっせん制度が利用可能！

※対象要件等を必ずご確認ください。



低利な融資あっせん制度

1 緊急支援融資あっせん

概要	資金用途	融資限度額	利率	貸付期間
	運転・設備	2,000万円 3,000万円	0.1%	7年以内 ※設備は8年以内 (据置期間1年含む)
対象要件	セーフティネット1号～6号等の認定を受けた事業者であること		申請方法	事前に商工相談を予約 ※セーフティネット4・5号による緊急支援融資あっせんのみ郵送で申請

2 経営改善融資あっせん

概要	資金用途	融資限度額	利率	貸付期間
	運転・設備	1,000万円 2,000万円	0.3%	5年以内 ※据置期間1年含む
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月間の売上高合計が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少していること 区の商工相談により、経営改善計画書を作成していること 			
申請方法	事前に商工相談を予約し 商工相談員と経営改善計画書を作成		予約先：産業振興課経営支援係 ☎03-6435-4620 (年末年始・祝日を除く平日9:00-17:00)	

制度を利用できる方 (緊急支援融資・経営改善融資 詳細は表紙をご覧ください)

1 中小企業者等

資本金1000万円以下又は、従業員100人(卸売業、小売業、サービス業は30人)以下で東京信用保証協会の保証対象業種を営む者

2 区内で事業を営む事業者

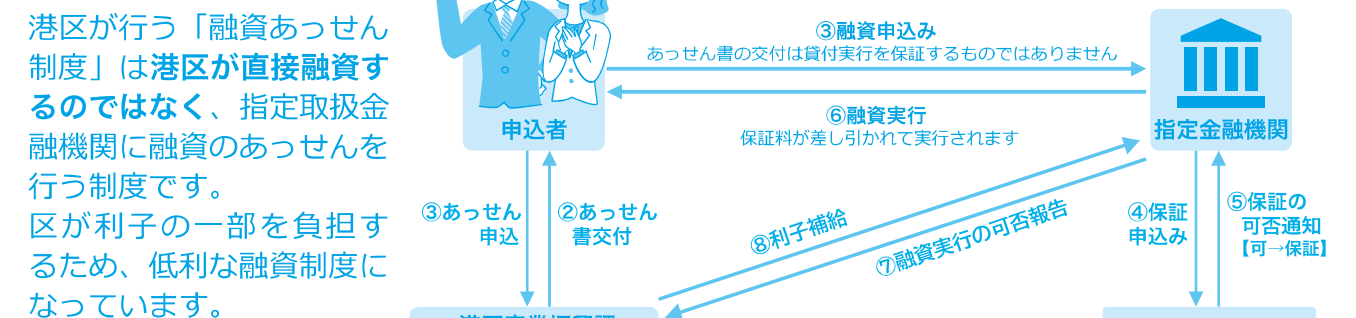
	法人	個人事業者	
		事業主の住所が港区内	事業主の住所が港区外
融資あっせん要件	<ul style="list-style-type: none"> 港区内で申込の1年以上前から継続して本店登記がされている 港区内で申込の1年以上前から継続して本店登記地に事業所の実態がある 同一事業を1年以上営んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 都内で1年以上、同一事業を営んでいる 事業主が港区内に1年以上住民登録がある 	<ul style="list-style-type: none"> 港区内で1年以上、同一事業を営んでいる 港区内で申込の1年以上前から継続して事業所の実態がある
コワーキングスペース、シェアオフィス	対象 ※利用しているコワーキングスペースが事務所として常時使用できる。	都内で1年以上、同一事業を営んでいる場合は対象	対象 ※利用しているコワーキングスペースが事務所として常時使用できる。
バーチャルオフィス	対象外	都内で1年以上、同一事業を営んでいる場合は対象	対象外

※「同一事業を1年以上営んでいる」とは、初売上から1年以上経過していることをいいます。

3 税を滞納していないこと

その他詳細

融資実行までの流れ



信用保証料について

融資が実行された場合に必要となる信用保証料について、港区が全部又は一部を補助しています。融資あっせん時に詳細をお伝えしているほか、ホームページでもご確認ください。

ホームページ

<https://minato-sansin.com/yuusiasen/>



取扱金融機関一覧

※金融機関各支店は、合併・統廃合により変更になる場合があります。
 ※取扱金融機関に対して、融資あっせんを行わない場合があります。

令和8年4月1日現在

金融機関名	支店名	所在地	電話番号	金融機関名	支店名	所在地	電話番号	
みずほ銀行	五反田支店	品川区西五反田 1-27-2	法人営業 第四オフィス 6631-9544	三井住友銀行	六本木支店	六本木 6-1-21	0570-032-495	
	六本木支店	六本木 7-15-7			本店	南青山 3-10-43	6447-5760	
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿 1-20-22			麻布支店	麻布十番 3-1-2	3452-1301	
	外苑前支店	北青山3-5-27(青山支店内)			浜松町支店	芝 2-28-8	5443-1350	
	赤坂支店	赤坂 4-1-33			新橋法人営業部	中央区日本橋 3-5-14	3272-2393	
	麻布支店	白金 1-27-6			目黒支店	品川区西五反田 1-29-1	5437-8255	
	青山支店	北青山 3-5-27			東京みらい営業部	南青山 3-10-43	6271-1210	
	品川支店	品川区南品川 2-2-7			原宿支店	南青山 3-10-43	3403-7371	
	広尾支店	南麻布 5-15-19			東日本銀行	浜松町支店	浜松町 1-3-1	3436-0581
	高輪台支店	高輪 3-8-15			三田支店	浜松町 1-3-1	3436-0581	
	芝支店	芝 5-34-7			青山支店	渋谷区桜丘町 9-8	3461-6116	
	新橋中央支店	新橋 4-6-15			赤坂支店	浜松町 1-3-1	3436-0581	
	虎ノ門支店	虎ノ門 1-2-3			横浜銀行	新橋支店	新橋 1-18-16	3508-1531
	新橋支店	新橋 2-1-3			田町支店	新橋 1-18-16	3508-1531	
	神谷町支店	虎ノ門 5-1-5			千葉銀行	品川支店	港南 2-16-2 20F	5783-3911
	浜松町支店	浜松町 2-4-1			浜松町支店	浜松町 1-30-5 10F	3438-0061	
	※ご相談は法人営業オフィスまでお願いします。 みずほ銀行法人営業オフィス 千代田区神田錦町 2-11				京葉銀行	品川支店	江東区東陽町 2-2-20	6458-7780
三菱UFJ銀行	田町支店	芝 5-33-11	3454-0451	武蔵野銀行	品川支店	品川 1-1-1	3433-0351	
	三田支店	芝 5-33-11	3453-3371	本店	三田 5-21-5	3444-1112		
	青山通支店	南青山 1-1-1	3475-1211	東京港支店	芝 2-29-10	3451-8251		
	赤坂見附支店	南青山 1-1-1	3475-1211	芝浦支店	芝浦 3-6-3	3454-5181		
	赤坂支店	南青山 1-1-1	3475-1211	麻布支店	麻布十番 4-1-9	3451-3710		
	虎ノ門支店	虎ノ門 2-3-17	3580-6411	日比谷支店	西新橋 2-8-6	3437-3710		
	虎ノ門中央支店	虎ノ門 2-3-17	3591-3331	赤坂支店	赤坂 2-13-2	3585-3710		
	六本木支店	六本木 4-9-7	3408-8111	渋谷支店	渋谷区東 2-17-14	5485-3710		
	青山支店	北青山 3-6-1	3409-3211	青山支店	南青山 5-11-5	3400-3710		
	表参道支店	北青山 3-6-1	3499-0871	広尾白金支店	渋谷区恵比寿 3-46-7	3444-3710		
	原宿支店	北青山 3-6-1	3409-7080	六本木支店	六本木 7-8-8	3403-3710		
	新橋支店	新橋 4-3-1	3437-3315	品川支店	品川区北品川 1-22-15	3471-4791		
	新橋駅前支店	新橋 4-3-1	3437-3316	本店	新橋 6-23-1	3432-3261		
	浜松町支店	新橋 4-3-1	3437-3317	法人営業センター(本社)	赤坂 6-14-15 1階	6277-7130		
	品川駅前支店	港南 2-16-2	6716-1010	新橋支店	西新橋 1-14-2	3502-3451		
	麻布支店	麻布十番 1-10-3	3586-3811	三田支店	芝 3-43-15	3453-1231		
	芝支店	芝大門 1-14-6	3431-1121	高輪支店	高輪 2-3-20	3441-8201		
新橋支店	新橋 1-16-4	3595-2111	白金支店	白金 5-7-14	3447-2441			
赤坂支店	赤坂 2-5-8	3585-5131	虎ノ門支店	西新橋 2-14-1	3580-2677			
田町支店	芝 4-13-2	3452-1711	日テレ通り支店	西新橋 2-14-1	3580-2677			
目黒駅前支店	品川区上大崎 3-2-1	3443-6651	芝信用金庫	営業部本店	品川区西五反田 7-2-3	3493-8111		
麻布支店	麻布十番 1-11-8	3584-0961	城南信用金庫	品川支店	品川区南品川 1-4-25	3471-3171		
虎ノ門支店	西新橋 1-1-1	3595-2284	新橋支店	新橋 3-7-7	3502-8251			
渋谷支店	渋谷区渋谷 2-20-11	3498-3211	青山支店	北青山 2-12-14	3401-2131			
五反田支店	品川区西五反田 1-23-9	3492-3957	世田谷信用金庫	六本木支店	六本木 3-16-35	3568-6311		
三田通支店	芝 5-28-1	0570-032-495	商工組合中央金庫	東京支店	中央区八重洲 2-10-17	5470-7032		
日比谷支店	西新橋 1-3-1-4F	0570-032-495	大東京信用組合	本店	東新橋 2-6-10	3436-0121		
赤坂支店	赤坂 2-5-1	0570-032-495	品川駅前支店	港南 2-3-1	3474-8326			
青山支店	南青山 5-9-12	0570-032-495	田町駅前支店	芝 5-16-2	3453-3201			
新橋支店	西新橋 1-3-1-4F	0570-032-495	七島信用組合	青山支店	北青山 2-12-32	3401-0145		
麻布支店	渋谷区広尾 5-4-3	0570-032-495	東京支店	東 東京支店	海岸 1-12-2	5843-3363		
浜松町支店	浜松町 2-3-1	0570-032-495						

信用保証料補助

「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用した場合、通常の保証料補助に加えて、
上乗せ保証料分については、**区が全額補助します!**

「事業者選択型経営者保証非提供制度」とは・・・
 融資を受ける際、信用保証協会に保証の申込みをするにあたり、下記の対象要件等の条件を満たす場合に通常の保証料に加えて保証料を上乗せすることで、経営者保証を付けないことを選択できる制度

対象となる融資 ▶ 創業支援融資及び小規模企業融資を除く区の制度融資
 ※創業支援融資及び小規模企業融資については、現行通り東京都が信用保証料を補助します

申込方法 ▶ 融資あっせん時にお渡しする書類をご確認の上、融資実行後にご申請ください

対象要件等

対象要件及び上乗せする保証料率	直近決算期において債務超過でない	直近決算期において債務超過である
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	通常保証料率 +0.25%	通常保証料率 +0.45%
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字である	通常保証料率 +0.45%	対象外

詳細はこちら



問合せ：産業振興課経営支援係 **03-6435-4620** (年末年始・祝日を除く平日9:00-17:00)

あらかると相談ブース

8F相談ブース

港区産業振興課では、事業者からのさまざまな相談内容に応じた
“無料の相談”ブースを設置しています。お気軽にご相談ください!

<p>月</p> <p>さわやか信用金庫</p> <p>一般的な金融相談、融資審査のポイントや創業時の資金調達等</p>	<p>火</p> <p>芝信用金庫</p> <p>一般的な金融相談、融資審査のポイントや創業時の資金調達等</p>	<p>水</p> <p>社会保険労務士会</p> <p>社会保険、雇用保険、カスハラ対策、労働保険、就業規則、36協定等に関するご相談</p>
<p>木</p> <p>東京信用保証協会</p> <p>一般的な金融相談、融資審査のポイントや創業時の資金調達等</p>	<p>金</p> <p>きらぼし銀行</p> <p>一般的な金融相談、融資審査のポイントや創業時の資金調達等</p>	

詳細はこちら



ご相談はすべて無料! 相談日の前営業日の16時までにお申し込みください!

電話窓口受付 **03-6435-4620** (年末年始・祝日を除く平日9:00-17:00)